

## 人にやさしいエコバス推進事業費補助金交付要綱

### (要旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、人にやさしいエコバス推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 低公害バス 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車に分類されるバスをいう。
- (2) 低床バス 地上から車両の床面までの地上高が65センチメートル以下で、スロープ又はリフト付きのワンステップ車両又はノンステップ車両をいう。
- (3) 交通事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営む者をいう。

### (補助金の交付)

第3条 知事は、交通事業者が低公害バスを購入する事業（ただし他の県補助金の交付を受けたものを除く。）に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

### (補助対象車両)

第4条 補助対象車両は、主として富山空港を連絡する路線の運行の用に供する車両とし、次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 低公害バスであること。
- (2) 低床バスであること。
- (3) 新車であること。
- (4) 知事が別に指定する外装とすること。
- (5) 知事が別に指定するパンフレット及びチラシ等を車内に常置すること。
- (6) その他知事が必要と認める要件。

### (補助対象経費等)

第5条 補助金の補助対象経費、補助率及び補助金の限度額は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助率	補助金の限度額
当該車両の実購入費（車両本体及び運行に必要な附属品の価格の合計から消費税を除いた額）から備忘価格として1円を控除した額	補助対象経費の1/4以内	1両につき 7,000千円

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする交通事業者は、規則第3条の規定により、知事が別に定める期日までに、補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付条件)

第7条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更する場合においては、変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出して、その承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更についてはこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿その他証拠書類を整理し、当該補助事業完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (5) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

(軽微な変更)

第8条 前条第1号ただし書の規定による軽微な変更とは、事業の目的及び主要内容の変更以外の変更であって、補助事業に要する経費の配分の20パーセント以内であるものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた交通事業者は、補助事業完了の日から1月以内又は補助事業実施年度の末日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年度の補助金から適用する。